

焼津市景観まちづくり規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び焼津市景観まちづくり条例（平成30年焼津市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、景観法施行令（平成16年政令第398号）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）及び条例において使用する用語の例による。

(市民等による景観計画の提案)

第3条 法第11条第1項又は第2項の規定による提案は、景観計画提案書（第1号様式）を提出して行うものとする。

(行為の届出)

第4条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書（第2号様式）に、別表第1の右欄に掲げる図書及びその他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出するものとする。

2 前項の届出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令に基づく手続を行おうとする日（当該手続を要しない行為の場合は、当該行為に着手しようとする日）の30日前までに行わなければならない。

(届出を要する行為)

第5条 条例第10条第1号の規則で定める土地の区画形質の変更は、その面積が1,000平方メートル以上のものとする。

2 条例第10条第2号の規則で定める木竹の伐採は、その面積が1,000平方メートル以上のものとする。

3 条例第10条第3号の規則で定める屋外における物件の堆積は、その面積が1,000平方メートル以上のものとする。

4 条例第10条第4号の規則で定める照明は、届出対象となる建築物、工作物又は敷地内に設置される投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類するもののうち、3か月以上継続して使用されるもので、新設、移設、改設及び色彩等の照明方式の変更を行うものとする。

(届出を要しない行為)

第6条 条例第11条第1号の規則で定める行為は、別表第2に掲げる規模の建築物の建築等とする。

2 条例第11条第2号の規則で定める行為は、別表第3の左欄に掲げる種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模の工作物の建設等とする。

3 条例第11条第3号の規則で定める行為は、その面積が1,000平方メートル未満のものとする。

(行為の変更の届出)

第7条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内行為変更届出書（第3号様式）に別表第1の右欄に掲げる図書及びその他市長が必要と認める書類のうち当該変更に係るものを添付して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項の図書又は書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(事前協議)

第8条 条例第13条第1項の事前協議（次項において「協議」という。）をしようとする者は、景観計画区域内行為事前協議申出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 協議は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出の30日前までにしなければならない。

3 市長は、条例第13条第4項の規定による指導をするときは、景観計画区域内行為事前協議指導通知書（第5号様式）により行う。

(国又は地方公共団体が行う行為に係る通知)

第9条 法第16条第5項後段の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書（第6号様式）に、別表第4に掲げる図書及びその他市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(景観形成基準の適合通知)

第10条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定める景観形成基準に適合していると認めるときは、景観形成基準適合通知書(第7号様式)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をしたときは、法第18条第1項に規定する行為の着手制限の期間を当該通知の日まで短縮するものとする。

(行為の完了の届出)

第11条 条例第15条の規定による届出は、景観計画区域内行為完了届出書(第8号様式)を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 当該届出に係る行為を完了したことを示す写真
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
- (勧告)

第12条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書(第9号様式)により行うものとする。

(命令)

第13条 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書(第10号様式)により行うものとする。

(期間延長等の通知)

第14条 法第17条第4項後段の規定による通知は、期間延長通知書(第11号様式)により行うものとする。

(原状回復等の命令)

第15条 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書(第12号様式)により行うものとする。

(勧告に従わない旨の公表)

第16条 条例第18条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 個人にあつては氏名、法人にあつては名称及び代表者氏名
- (2) 個人にあつては住所、法人にあつては所在地
- (3) 勧告の要旨
- (4) その他必要な事項

2 条例第18条第1項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、公表通知書(第13号様式)によりその旨を通知するものとする。

3 条例第18条第2項の規定による通知及び意見陳述のための手続は、焼津市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成9年焼津市規則第27号)第3章の規定の例による。

4 条例第18条第1項の規定による公表を行ったときは、当該公表に係る者に対しその旨を通知するものとする。

(身分証明書)

第17条 法第17条第8項及び第23条第3項(法第32条第1項前段において準用する場合を含む。)の身分を示す証明書は、身分証明書(第14号様式)によるものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の通知)

第18条 法第21条第1項及び第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物(樹木)指定通知書(第15号様式)により行うものとする。

(告示事項及び標識の設置)

第19条 条例第19条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定番号及び指定年月日
- (2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種
- (3) 景観重要建造物又は景観重要樹木の所在地

2 法第21条第2項又は法第30条第2項の規定による規則で定める標識には、前項各号に掲げる事項を記載するものとする。

(景観重要建造物等の現状変更許可の申請等)

第20条 法第22条第1項又は法第31条第1項の規定により現状変更の許可を受けようとする者は、現状を変更しようとする日の60日前までに、景観重要建造物(樹木)現状変更許可申請書(第16号様式)

式)を提出しなければならない。

2 市長は、法第22条第1項及び第31条第1項の規定による許可を行ったときは、景観重要建造物(樹木)現状変更許可通知書(第17号様式)により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、現状変更の許可をしないときは、景観重要建造物(樹木)現状変更不許可通知書(第18号様式)により通知するものとする。

(景観重要建造物等の現状変更行為の完了等の報告)

第21条 前条第2項の規定により現状変更の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、景観重要建造物(樹木)現状変更行為完了・中止報告書(第19号様式)により速やかに市長に報告しなければならない。

(景観重要建造物等の原状回復等の命令)

第22条 法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令は、景観重要建造物(樹木)原状回復等命令書(第20号様式)により行うものとする。

(原状回復等に係る届出)

第23条 法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令を受けた者が当該原状回復等を行ったときは、景観重要建造物(樹木)原状回復等完了届出書(第21号様式)に原状回復等が完了したことを確認できる書類を添えて遅滞なく市長に届け出なければならない。

(景観重要建造物等の管理に関する命令又は勧告)

第24条 法第26条及び第34条の規定による命令は、景観重要建造物(樹木)管理命令書(第22号様式)により行うものとする。

2 法第26条及び第34条の規定による勧告は、景観重要建造物(樹木)管理勧告書(第23号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定解除の通知)

第25条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項及び第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物(樹木)指定解除通知書(第24号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物等の所有者の変更の届出)

第26条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物(樹木)所有者変更届出書(第25号様式)により行うものとする。

(景観重要公共施設の整備等に関する事前協議)

第27条 条例第21条第1項の協議は、景観重要公共施設の整備に係る事前協議書(第26号様式)に別表第5に掲げる図書及びその他市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

2 条例第21条第2項の協議は、景観重要公共施設占用等許可事前協議書(第27号様式)に別表第5に掲げる図書及びその他市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

3 市長は、条例第21条第2項の規定による協議の結果、協議のあった行為が景観計画に支障がないと認めるときは、景観重要公共施設占用等許可事前確認書(第28号様式)により通知するものとする。

(占用等の完了の届出)

第28条 条例第22条の規定による届出は、景観重要公共施設占用等行為完了届出書(第29号様式)に当該届出に係る行為を完了したことを示す写真及びその他市長が必要と認める図書を添付して提出するものとする。

2 市長は、条例第22条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に支障がないと認めるときは、景観重要公共施設占用等行為完了確認書(第30号様式)により通知するものとする。

(景観資産の指定の告示)

第29条 条例第25条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 焼津市景観資産の名称及び所在地

(2) 指定番号及び指定年月日

(景観まちづくり活動団体の認定等)

第30条 条例第28条第1項の規定による認定を受けようとする団体は、景観まちづくり活動団体認定

申請書（第31号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 活動地域を示す図面
 - (2) 会員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）を記載した名簿
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
- 2 市長は、条例第28条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その活動が良好な景観形成に資すると認めるときは、景観まちづくり活動団体認定通知書（第32号様式）により当該申請者に通知するものとする。
 - 3 条例第28条第2項の規定による公表の内容は、景観まちづくり活動団体の名称、活動区域及び活動内容とする。
 - 4 条例第28条第4項の規定による認定の取消しは、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。
 - (1) 申請された活動が行われていない場合
 - (2) 申請された活動内容と異なる活動をした場合
 - (3) その他市長が良好な景観の形成に資するものと認めない活動をした場合
 - 5 条例第28条第5項の規定による認定の取消しの通知は、景観まちづくり活動団体認定取消通知書（第33号様式）により行うものとする。
 - 6 条例第28条第6項の規定による変更の届出は、景観まちづくり活動団体変更届出書（第34号様式）により行うものとする。
 - 7 条例第28条第6項の規定による辞退の届出は、景観まちづくり活動団体辞退届出書（第35号様式）により行うものとする。

（景観審議会の会長及び副会長）

第31条 焼津市景観審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、審議会の委員（以下「委員」という。）の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総括し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）

第32条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第33条 会議は、公開とする。ただし、会長又は委員の発議により、出席した委員の過半数をもって議決したときは、非公開とすることができる。

（審議会の庶務）

第34条 審議会の庶務は、条例を所管する課において処理する。

（委任）

第35条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第6条の規定は、令和2年8月1日から着手する行為について適用し、同日前に着手する行為については、なお従前の例による。

別表第1（第4条、第7条関係）

行為	図書
----	----

法第16条第1項第1号から第3号までに規定する行為	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界、建築物の位置及び緑化計画
	計画立面図及び断面図又は完成予想図	着色（各面の見付面積、仕上げ材の種類、各色の使用面積及びマンセル値）
	現況写真	行為地及びその周辺
条例第10条第1号及び第3号に規定する行為	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界、建築物の位置及び緑化計画
	計画立面図及び断面図又は完成予想図	着色（各面の見付面積、仕上げ材の種類、各色の使用面積及びマンセル値）
	現況写真	行為地及びその周辺
条例第10条第2号に規定する行為	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界、建築物の位置及び緑化計画
	現況写真	行為地及びその周辺
条例第10条第4号に規定する行為	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界、建築物の位置及び緑化計画
	計画立面図及び断面図又は完成予想図	着色（各面の見付面積、仕上げ材の種類、各色の使用面積及びマンセル値）
	製品仕様書	規格値等
	現況写真	行為地及びその周辺

別表第2（第6条関係）

規模
次のいずれかに該当するもの
(1) 建築物の高さが15メートル以下で、かつ延べ面積が1,000平方メートル未満のもの（増築する場合にあっては、増築後の高さ及び延べ面積）
(2) 前号に該当しない建築物のうち、次に掲げるもの
ア 増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
イ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積が、各立面の外観に係る面積の5分の1未満のもの

備考 この表において「高さ」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の規定により算定したものをいう。

別表第3（第6条関係）

種類	規模
垣、さく、塀、擁壁その他これらに類するもの	次のいずれかに該当するもの (1) 高さ3メートル以下のもの（増築及び改築する場合にあっては、増築及び改築後の高さ） (2) 前号に該当しないもののうち、修繕等に係る部分の面積が、各立面の外観に係る面積の5分の1未満のもの
(1) アークードその他これらに類するもの (2) 橋梁、高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの	次のいずれかに該当するもの (1) 長さ20メートル以下のもの（増築及び改築の場合にあっては、増築及び改築後の長さ） (2) 前号に該当しないもののうち、修繕等に係る部分の面積が、各立面の外観に係る面積の5分の1未満のもの
(1) 煙突、排気塔その他これらに類するもの (2) 電柱、街灯、照明灯その他これらに類するもの (3) 広告塔、装飾塔、記念塔、物見塔、電波塔、送電鉄塔その他こ	次のいずれかに該当するもの (1) 高さ15メートル以下のもの（増築及び改築の場合にあっては、増築及び改築後の高さ） (2) 前号に該当しないもののうち、修繕等に係る部分の面積が、各立面の外観に係る面積の5分の1未満のもの

れらに類するもの (4) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの (5) コースター、観覧車その他これらに類するもの (6) 風力発電設備その他これらに類するもの	
(1) コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 (2) 自動車車庫の用途に供する立体的施設 (3) 石油、ガス、セメント、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設（地下に貯蔵するものを除く。） (4) ごみ焼却場、汚物処理場その他これらに類する施設	次のいずれかに該当するもの (1) 高さ15メートル以下で、かつ築造面積が1,000平方メートル未満のもの（増築及び改築する場合にあっては、増築及び改築後の高さ） (2) 前号に該当しないもののうち、修繕等に係る部分の面積が、各立面の外観に係る面積の5分の1未満のもの
土地に自立して設置する太陽光発電設備その他これに類するもの	次のいずれかに該当するもの (1) 設置する区域の敷地面積が1,000平方メートル未満のもの (2) 前号に該当しないもののうち、修繕等に係る部分の面積が、各立面の外観に係る面積の5分の1未満のもの
この表に掲げるもののほか、良好な景観の形成を妨げるおそれがある工作物として市長が指定するもの	市長が別に定める

備考 この表において「高さ」とは、建築基準法施行令第2条第1項第6号の規定により算定したものをいう。

別表第4（第9条関係）

図書	
位置図	方位及び行為地の付近見取図
措置状況を記載した書類	国、静岡県等が色彩・デザイン指針、景観ガイドライン等で定める公共施設の整備に関する景観配慮事項に対する行為
計画立面図及び断面図又は完成予想図	着色（各面の見付面積、仕上げ材の種類、各色の使用面積及びマンセル値）
現況写真	行為地及びその周辺

別表第5（第27条関係）

図書	
位置図	方位及び行為地の付近見取図
措置状況を記載した書類	国、静岡県等が色彩・デザイン指針、景観ガイドライン等で定める公共施設の整備に関する景観配慮事項に対する行為
計画立面図及び断面図又は完成予想図	着色（各面の見付面積、仕上げ材の種類、各色の使用面積及びマンセル値）
現況写真	行為地及びその周辺

第1号様式（第3条関係）

景観計画提案書

年 月 日

（宛先）焼津市長

提案者 住 所

氏 名

⑩

（法人の場合、法人名及びその代表者の氏名）

電話番号

景観法第11条第1項（第2項）の規定による景観計画の策定（変更）の提案をしたいので、第3条の規定により、関係図書を添えて次のとおり提出します。

記

- 1 景観計画の策定（変更）の素案
- 2 景観法第11条第3項に規定する同意を得たことの証拠書類

（焼津市記入欄）

受付番号	
------	--

第2号様式（第4条関係）

景観計画区域内行為届出書

年 月 日

（宛先）焼津市長

届出者 住 所
氏 名 ⑩
（法人の場合、法人名及びその代表者の氏名）
電話番号

景観計画区域内において予定する行為について、景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

建築物等の 名称		
行為の場所	区域区分	<input type="checkbox"/> 景観まちづくり重点地区内（ 地区） <input type="checkbox"/> 景観まちづくり重点地区外
	地番	焼津市
設計者※	郵便番号 住 所 事務所名 氏 名	（電話 ）
施工者※ （予定）	郵便番号 住 所 事務所名 氏 名	（電話 ）
行為の期間	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日	

※ 法人その他の団体は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

（焼津市記入欄）

受付番号	
------	--

(裏)

行為の種類	建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の1/5以上の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕、 <input type="checkbox"/> 模様替え、 <input type="checkbox"/> 色彩)		
	工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の1/5以上の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕、 <input type="checkbox"/> 模様替え、 <input type="checkbox"/> 色彩)		
	特定照明	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 改設 <input type="checkbox"/> 照明方式の変更		
	<input type="checkbox"/> 地上に設置する太陽光発電設備			
	<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為			
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更			
	<input type="checkbox"/> 木竹の伐採			
	<input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			
建築物の概要	用途			
	構造			
		届出部分	既存部分	合計
	敷地面積	m ²	m ²	m ²
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
	最高高さ	m	m	m
	工作物を含めた高さの合計			m
	外観の変更に係る部分の見付面積			m ²
		仕上材	色彩 (マンセル値)	
	屋根			
外壁				
工作物の概要	種類			
	構造			
	規模 (高さ、長さ、築造面積、敷地面積など、 届出対象行為の要件に該当するもの)			
	外観の変更に係る部分の見付面積	m ²		
	仕上材 色彩 (マンセル値)			
特定照明の概要	種類 (個数)			
	照射物の高さ	m		
開発行為の概要	区域の面積	m ²		
	行為の目的			
	行為の内容			
その他の行為の概要	行為の面積	m ²		
	行為の目的			
	堆積の高さ	m		

第3号様式（第7条関係）

景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

（宛先）焼津市長

届出者 住 所

氏 名

㊟

（法人の場合、法人名及びその代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付けで景観法第16条第1項の規定により届け出た事項を変更したいので、同条第2項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

受付番号	第 号	
建築物等の 名称		
行為の場所	区域区分	<input type="checkbox"/> 景観まちづくり重点地区内（ 地区） <input type="checkbox"/> 景観まちづくり重点地区外
	地番	焼津市
変更内容		

第 4 号様式 (第 8 条関係)

景観計画区域内行為事前協議申出書

年 月 日

(宛先) 焼津市長

申出者 住 所
氏 名

ⓐ

(法人の場合、法人名及びその代表者の氏名)

電話番号

景観計画区域内において予定する行為について、事前協議をしたいので、焼津市景観まちづくり条例第13条第1項の規定により、次のとおり事前協議の申出をします。

建築物等の 名称	
行為の場所	区域区分 <input type="checkbox"/> 景観まちづくり重点地区内 () 地区) <input type="checkbox"/> 景観まちづくり重点地区外
	地番 焼津市
設計者※	郵便番号 住 所 事務所名 (電話) 氏 名
施工者※ (予定)	郵便番号 住 所 事務所名 (電話) 氏 名
行為の期間	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日

※ 法人その他の団体は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

(焼津市記入欄)

受付番号	
------	--

(裏)

行為の種類	建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の1/5以上の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕、 <input type="checkbox"/> 模様替え、 <input type="checkbox"/> 色彩)		
	工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の1/5以上の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕、 <input type="checkbox"/> 模様替え、 <input type="checkbox"/> 色彩)		
	特定照明	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 改設 <input type="checkbox"/> 照明方式の変更		
	<input type="checkbox"/> 地上に設置する太陽光発電設備			
	<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為			
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更			
	<input type="checkbox"/> 木竹の伐採			
	<input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			
建築物の概要	用途			
	構造			
		届出部分	既存部分	合計
	敷地面積	m ²	m ²	m ²
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
	最高高さ	m	m	m
	工作物を含めた高さの合計			m
	外観の変更に係る部分の見付面積			m ²
		仕上材	色彩 (マンセル値)	
	屋根			
外壁				
工作物の概要	種類			
	構造			
	規模 (高さ、長さ、築造面積、敷地面積など、 届出対象行為の要件に該当するもの)			
	外観の変更に係る部分の見付面積	m ²		
	仕上材 色彩 (マンセル値)			
特定照明の概要	種類 (個数)			
	照射物の高さ	m		
開発行為の概要	区域の面積	m ²		
	行為の目的			
	行為の内容			
その他の行為の概要	行為の面積	m ²		
	行為の目的			
	堆積の高さ	m		

第5号様式（第8条関係）

景観計画区域内行為事前協議指導通知書

焼 - 号
年 月 日

様

焼津市長

印

年 月 日付けで焼津市景観まちづくり条例第13条第1項の規定による協議の申出のあった行為について、次のとおり指導しますので、第8条第3項の規定により通知します。

建築物等の 名称		
行為の場所	区域区分	<input type="checkbox"/> 景観まちづくり重点地区内（ 地区） <input type="checkbox"/> 景観まちづくり重点地区外
	地番	焼津市
行為予定者	郵便番号 住 所 事務所名 氏 名	（電話 ）
行為の期間	年 月 日～ 年 月 日	
指導内容		
備考		

第6号様式（第9条関係）

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

（宛先）焼津市長

通知者 住 所
機 関 名
代表者名 ⑩
電話番号

景観計画区域内における行為について、景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり通知します。

建築物等の 名称		
行為の場所	区域区分	<input type="checkbox"/> 景観まちづくり重点地区内（ 地区） <input type="checkbox"/> 景観まちづくり重点地区外
	地番	焼津市
設計者	郵便番号 住 所 事務所名 氏 名	（電話 ）
施工者 （予定）	郵便番号 住 所 事務所名 氏 名	（電話 ）
行為の期間	着手予定	年 月 日
	完了予定	年 月 日

（焼津市記入欄）

受付番号	
------	--

(裏)

行為の種類	建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の1/5以上の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕、 <input type="checkbox"/> 模様替え、 <input type="checkbox"/> 色彩)		
	工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の1/5以上の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕、 <input type="checkbox"/> 模様替え、 <input type="checkbox"/> 色彩)		
	特定照明	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 改設 <input type="checkbox"/> 照明方式の変更		
	<input type="checkbox"/> 地上に設置する太陽光発電設備			
	<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為			
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更			
	<input type="checkbox"/> 木竹の伐採			
	<input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			
建築物の概要	用途			
	構造			
		届出部分	既存部分	合計
	敷地面積	m ²	m ²	m ²
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
	最高高さ	m	m	m
	工作物を含めた高さの合計			m
	外観の変更に係る部分の見付面積			m ²
		仕上材	色彩 (マンセル値)	
	屋根			
外壁				
工作物の概要	種類			
	構造			
	規模 (高さ、長さ、築造面積、敷地面積など、 届出対象行為の要件に該当するもの)			
	外観の変更に係る部分の見付面積	m ²		
	仕上材 色彩 (マンセル値)			
特定照明の概要	種類 (個数)			
	照射物の高さ	m		
開発行為の概要	区域の面積	m ²		
	行為の目的			
	行為の内容			
その他の行為の概要	行為の面積	m ²		
	行為の目的			
	堆積の高さ	m		

景観形成基準適合通知書

焼 - 号
年 月 日

様

焼津市長



年 月 日付けで景観法第16条第1項（第2項）の規定により届出のあった行為について、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めたので、第10条第1項の規定により、通知します。なお、行為の着手に当たっては、留意事項に配慮してください。

受付番号	第 号	
建築物等の名称		
行為の場所	区域区分	<input type="checkbox"/> 景観まちづくり重点地区内（ 地区） <input type="checkbox"/> 景観まちづくり重点地区外
	地番	焼津市
行為の種類		
行為の期間	年 月 日～ 年 月 日	
留意事項		

景観計画区域内行為完了届出書

年 月 日

（宛先）焼津市長

届出者 住 所
氏 名

⑨

（法人の場合、法人名及びその代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付けで景観法第16条第1項（第2項）の規定により届け出た景観計画区域内行為が完了したので、焼津市景観まちづくり条例第15条の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

受付番号	第 号	
行為の場所	区域区分	<input type="checkbox"/> 景観まちづくり重点地区内（ 地区） <input type="checkbox"/> 景観まちづくり重点地区外
	地番	焼津市
行為の種類	建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の1/5以上の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕、 <input type="checkbox"/> 模様替え、 <input type="checkbox"/> 色彩）
	工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の1/5以上の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕、 <input type="checkbox"/> 模様替え、 <input type="checkbox"/> 色彩）
	特定照明	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 改設 <input type="checkbox"/> 照明方式の変更
	<input type="checkbox"/> 地上に設置する太陽光発電設備	
	<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
	<input type="checkbox"/> 木竹の伐採	
	<input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
完了日	年 月 日	
供用開始予定日	年 月 日	

勸告書

焼 年 月 日 号

様

焼津市長



年 月 日付けで景観法第16条第1項（第2項）の規定により届出のあった行為について、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項の規定により、次のとおり必要な措置をとることを勧告します。

なお、正当な理由なくこの勧告に従わないときは、焼津市景観まちづくり条例第18条第1項の規定により、氏名、住所等を公表することがあります。

受付番号	第 号	
建築物等の名称		
行為の場所	区域区分	<input type="checkbox"/> 景観まちづくり重点地区内（ 地区） <input type="checkbox"/> 景観まちづくり重点地区外
	地番	焼津市
行為の種類		
行為の期間	年 月 日～ 年 月 日	
適合しないと認められる理由		
とるべき措置		
履行期限	年 月 日	
報告期限	年 月 日	

※とった措置の内容が確認できる図書及び写真を添付すること。

変更命令書

焼 号
年 月 日

様

焼津市長



年 月 日付けで景観法第16条第1項（第2項）の規定により届出のあった行為については、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないと認められるので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり必要な措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反したときは、同法第102条第1号の規定により、50万円以下の罰金に処されることがあります。

命令の対象 となる行為	
命令の理由	
とるべき 措置	
履行期限	年 月 日
報告期限	年 月 日

※とった措置の内容が確認できる図書及び写真を添付すること。

(注)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、焼津市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、焼津市を被告として（訴訟において焼津市を代表する者は焼津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第11号様式（第14条関係）

期間延長通知書

焼 - 号
年 月 日

様

焼津市長



年 月 日付けで景観法第16条第1項（第2項）の規定により届出のあった行為については、景観法第17条第4項の規定により、同条第2項の期間を次のとおり延長したので通知します。

受付番号	
行為の場所	
届出のあった 行為の種類	
延長する期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
延長の理由	

原状回復等命令書

焼 ー 号
年 月 日

様

焼津市長



年 月 日付け焼 ー 号による変更等の命令に係る行為について、景観法第17条第5項の規定により、原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第101条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

命令の対象 となる行為	
命令の理由	
とるべき 措置	
履行期限	年 月 日
報告期限	年 月 日

※とった措置の内容が確認できる図書及び写真を添付すること。

(注)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、焼津市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、焼津市を被告として（訴訟において焼津市を代表する者は焼津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公表通知書

焼 - 号
年 月 日

様

焼津市長



年 月 日付け焼 - 号により、景観法第16条第3項の規定に基づく勧告を行いました。正当な理由なくその勧告に従わないため、焼津市景観まちづくり条例第18条第1項の規定により、次のとおりその旨を公表するので、通知します。

なお、同条例第18条第2項の規定により意見を述べることを希望する場合は、その旨を 年 月 日までに書面により申し出てください。

公表の方法	
公表の理由	

焼 年 月 日 号
交付

身分証明書

所属
職名
氏名

上記の者は、景観法第 17 条第 6 項若しくは同法第 23 条第 2 項（同法第 32 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復等を行い、又は同法第 17 条第 7 項の規定により立入検査若しくは立入調査をする権限を有する者であることを証明する。

焼津市長



第15号様式（第18条関係）

景観重要建造物（樹木）指定通知書

焼 - 号
年 月 日

様

焼津市長



景観法第21条第1項（第30条第1項）の規定により、次のとおり景観重要建造物（樹木）に指定したので、通知します。

指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
景観重要建造物の名称 （樹木の樹種）	
所在地	焼津市
所有者の住所及び氏名	住所
	氏名
指定の理由等	

第16号様式（第20条関係）

景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

申請者 住 所
氏 名 ⑩
（法人の場合、法人名及びその代表者の氏名）
電話番号

景観重要建造物（樹木）の現状変更の許可を受けたいので、景観法第22条第1項（第31条第1項）の規定により、次のとおり関係図書を添えて申請します。

区分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指定番号	第 号	
指定年月日	年 月 日	
景観重要建造物の名称 （樹木の樹種）		
所在地	焼津市	
所有者の住所及び氏名	住所	
	氏名	
設計者※	郵便番号 住 所 事務所名 氏 名 (電話)	
施工者※ (予定)	郵便番号 住 所 事務所名 氏 名 (電話)	

※ 法人その他の団体は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

(裏)

現状変更行為の 予定期間	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日
現状変更行為の内容 及び理由	

(備考)

添付する関係図書は、下記による。

- 1 現状変更行為の内容が分かる位置図、配置図、平面図、立面図等及び当該建造物（樹木）周辺を含めた写真
- 2 その他市長が当該現状変更申請に必要と認める図書

第17号様式（第20条関係）

景観重要建造物（樹木）現状変更許可通知書

焼 - 号
年 月 日

様

焼津市長



年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物（樹木）の現状変更については、景観法第22条第1項（第31条第1項）の規定により、次の条件を付して許可します。

区分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指定番号	第	号
指定年月日	年	月 日
景観重要建造物の名称 (樹木の樹種)		
所在地	焼津市	
現状変更の内容		
許可条件		

第18号様式（第20条関係）

景観重要建造物（樹木）現状変更不許可通知書

焼 - 号
年 月 日

様

焼津市長



年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物（樹木）の現状変更については、次のとおり不許可とします。

区分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指定番号	第	号
指定年月日	年	月 日
景観重要建造物の名称 (樹木の樹種)		
所在地	焼津市	
不許可の理由		

(注)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、焼津市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、焼津市を被告として（訴訟において焼津市を代表する者は焼津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第19号様式（第21条関係）

景観重要建造物（樹木）現状変更行為完了・中止報告書

年 月 日

（宛先）焼津市長

報告者 住 所
氏 名

⑨

（法人の場合、法人名及びその代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け焼 ー 号により許可を受けた行為を完了し・中止したので、第21条の規定により、次のとおり報告します。

区分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指定番号	第	号
指定年月日	年	月 日
景観重要建造物の名称 (樹木の樹種)		
所在地	焼津市	
着手年月日	年	月 日
完了（中止）年月日	年	月 日
(中止の場合) その理由		

第20号様式（第22条関係）

景観重要建造物（樹木）原状回復等命令書

焼 年 月 日 号

様

焼津市長



あなたが行った行為は、景観法第22条第1項（第31条第1項）の規定又は同法第22条第3項（同法第31条第2項において準用する第22条第3項）の規定により許可に付された条件に違反しているので、同法第23条第1項（同法第32条第1において準用する第23条第1項）の規定により、次のとおり原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第103条の規定により、30万円以下の罰金に処されることがあります。

区分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指定番号	第	号
指定年月日	年	月 日
景観重要建造物の名称 (樹木の樹種)		
所在地	焼津市	
命令の理由		
とるべき措置		
履行期限	年	月 日
報告期限	年	月 日

※とった措置の内容が確認できる図書及び写真を添付すること。

(注)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、焼津市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であって

も、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

- 2 また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、焼津市を被告として(訴訟において焼津市を代表する者は焼津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第21号様式（第23条関係）

景観重要建造物（樹木）原状回復等完了届出書

年 月 日

（宛先）焼津市長

届出者 住 所

氏 名

㊟

（法人の場合、法人名及びその代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け焼 ー 号により命じられた原状回復等を行ったので、第23条の規定により、次のとおり届け出ます。

区分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指定番号	第	号
指定年月日	年	月 日
景観重要建造物の名称 (樹木の樹種)		
所在地	焼津市	
着手年月日	年	月 日
完了年月日	年	月 日
原状回復等の内容		

景観重要建造物（樹木）管理命令書

焼 年 月 日 号

様

焼津市長



景観法第26条（第34条）の規定により、次のとおり必要な措置をとることを命じます。
なお、この命令に違反した場合は、景観法第105条の規定により、30万円以下の過料に処せられることがあります。

区分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指定番号	第	号
指定年月日	年	月 日
景観重要建造物の名称 (樹木の樹種)		
所在地	焼津市	
命令の理由		
とるべき措置		
履行期限	年	月 日
報告期限	年	月 日

※とった措置の内容が確認できる図書及び写真を添付すること。

(注)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、焼津市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、焼津市を被告として（訴訟において焼津市を代表する者は焼津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

景観重要建造物（樹木）管理勧告書

焼 - 号
年 月 日

様

焼津市長



景観法第26条（第34条）の規定により、次のとおり必要な措置をとることを勧告します。

区分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指定番号	第	号
指定年月日	年	月 日
景観重要建造物の名称 (樹木の樹種)		
所在地	焼津市	
勧告の理由		
とるべき措置		
履行期限	年	月 日
報告期限	年	月 日

※とった措置の内容が確認できる図書及び写真を添付すること。

第24号様式（第25条関係）

景観重要建造物（樹木）指定解除通知書

焼 - 号
年 月 日

様

焼津市長



景観法第 条第 項の規定により、景観重要建造物（樹木）の指定を解除したので、次のとおり通知します。

区分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指定番号	第	号
指定年月日	年	月 日
景観重要建造物の名称 (樹木の樹種)		
所在地	焼津市	
所有者の氏名及び住所	住所	
	氏名	
指定解除年月日	年	月 日
指定解除の理由		

第25号様式（第26条関係）

景観重要建造物（樹木）所有者変更届出書

年 月 日

（宛先）焼津市長

届出者 住 所

氏 名

⑨

（法人の場合、法人名及びその代表者の氏名）

電話番号

景観重要建造物（樹木）の所有者の変更をしたので、景観法第43条の規定により、次のとおり届け出ます。

区分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指定番号	第	号
指定年月日	年	月 日
景観重要建造物の名称 （樹木の樹種）		
所在地	焼津市	
旧所有者の 氏名及び住所	住所	
	氏名	
新所有者の 氏名及び住所	住所	
	氏名	
所有者の変更年月日	年	月 日
変更の理由		

第26号様式（第27条関係）

景観重要公共施設の整備に係る事前協議書

年 月 日

（宛先）焼津市長

協議者 住 所
機 関 名
代表者名 ⑩
電話番号

景観重要公共施設の整備をしたいので、焼津市景観まちづくり条例第21条第1項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり事前協議します。

整備場所等	景観重要公共 施設の名称	
	地名又は地番	焼津市
設計者※1	郵便番号 住 所 事務所名 氏 名	(電話)
施工者※1 (予定)	郵便番号 住 所 事務所名 氏 名	(電話)
整備の期間	着手予定	年 月 日
	完了予定	年 月 日

※1 法人その他の団体は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

※2 第27条第1項に掲げる図書を添付してください。

(裏)

整備の概要	事業名等		
	行為の種類		
	構造・規模		
	色 彩	基 調 色	
そ の 他			
景観に配慮した内容			

景観重要公共施設占有等許可事前協議書

年 月 日

(宛先) 焼津市長

協議者 住 所
氏 名 ⑩
(法人の場合、法人名及びその代表者の氏名)
電話番号

景観重要公共施設の占有等の許可に係る申請をしたいので、焼津市景観まちづくり条例第21条第2項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり事前協議します。

占有等を希望する場所等	景観重要公共施設の名称	
	地名又は地番	焼津市
	占有等希望区域の距離・面積等	
設計者※1	郵便番号 住 所 事務所名 (電話) 氏 名	
施工者※1 (予定)	郵便番号 住 所 事務所名 (電話) 氏 名	
行為の期間	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日	

※1 法人その他の団体は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

※2 第27条第2項に掲げる図書を添付してください。

(焼津市記入欄)

受付番号	
------	--

(裏)

占有等の 概要	占有等の 目的		
	占有等の 物件		
	構造・規模	届出部分	
		既存部分	
		合 計	
	数 量		
	色 彩	基 調 色	
そ の 他			
景観に配慮 した内容			

第28号様式（第27条関係）

景観重要公共施設占有等許可事前確認書

焼 - 号
年 月 日

様

焼津市長



年 月 日付けで焼津市景観まちづくり条例第21条第2項の規定により事前協議のあった行為について、景観計画上支障のないものと判断したので、第27条第3項の規定により通知します。

なお、行為の着手に当たっては、留意事項に配慮してください。

受付番号	第 号	
占有等を希望する場所等	景観重要公共施設の名称	
	地名又は地番	焼津市
占有等の物件		
行為の期間	年 月 日～ 年 月 日	
適合する内容		
留意事項		

第29号様式（第28条関係）

景観重要公共施設占有等行為完了届出書

年 月 日

（宛先）焼津市長

届出者 住 所
氏 名

㊟

（法人の場合、法人名及びその代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付けで焼津市景観まちづくり条例第21条第2項の規定により事前協議した景観重要公共施設の占有等行為が完了したので、同条例第22条の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

受付番号	第 号	
占有等を希望する場所等	景観重要公共施設の名称	
	地名又は地番	焼津市
占有等の物件		
完了日	年 月 日	
供用開始予定日	年 月 日	

（備考）

占有等行為完了後の行為地及びその周辺の写真を添付してください。

第30号様式（第28条関係）

景観重要公共施設占有等行為完了確認書

年 月 日

（宛先）焼津市長

届出者 住 所

氏 名

⑨

（法人の場合、法人名及びその代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付けで焼津市景観まちづくり条例第22条の規定により届出のあった行為について、行為の完了と景観計画に定められた当該行為についての制限に適合することを確認したので、第28条第2項の規定により通知します。

受付番号	第 号	
占有等の 場所等	景観重要公共 施設の名称	
	地名又は地番	焼津市
占有等の 物件		
備考		

景観まちづくり活動団体認定申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

申請団体 住 所
名 称
代 表 者
電 話 番 号

⑩

焼津市景観まちづくり条例第28条の規定による景観まちづくり活動団体としての認定を受けたいので、第30条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

団体の名称	
事務所の所在地	
団体の設立年月日	年 月 日
主たる活動内容	
構成員数	

（備考）

以下の書類を添付してください。

- 1 活動地域を示す図面
- 2 会員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）を記載した名簿
- 3 その他市長が必要と認める図書

景観まちづくり活動団体認定通知書

焼 - 号
年 月 日

様

焼津市長



年 月 日付で申請のあった貴団体については、焼津市景観まちづくり条例第28条第1項の規定による景観まちづくり活動団体に認定したので、第30条第2項の規定により、次のとおり通知します。

認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日
団体の名称	
事務所の所在地	
団体の概要	
備考	

第33号様式（第30条関係）

景観まちづくり活動団体認定取消通知書

焼 - 号
年 月 日

様

焼津市長



景観まちづくり活動団体としての認定について、焼津市景観まちづくり条例第28条第4項の規定に基づき認定の取消しをしたので、第30条第5項の規定により、次のとおり通知します。

認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日
団体の名称	
事務所の所在地	
認定取消し年月日	年 月 日
認定取消しの理由	
備考	

第34号様式（第30条関係）

景観まちづくり活動団体変更届出書

年 月 日

（宛先）焼津市長

届出団体 住 所
名 称
代 表 者
電 話 番 号

⑩

景観まちづくり活動団体としての認定の内容の変更について、第30条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日
団体の名称	
事務所の所在地	
団体の設立年月日	年 月 日
認定内容の変更年月日	年 月 日
認定に係る事項の 変更の内容	
備考	

景観まちづくり活動団体辞退届出書

年 月 日

（宛先）焼津市長

届出団体 住 所
名 称
代 表 者 ⑩
電 話 番 号

景観まちづくり活動団体としての認定を辞退したいので、第30条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日
団体の名称	
事務所の所在地	
団体の設立年月日	年 月 日
認定の辞退を希望する年月日	年 月 日
認定の辞退を希望する理由	
備考	